

令和5年第7回農業委員会総会議事録

開 日	催 時	令和5年7月21日	自 13時30分 至 14時17分
場 所	壮 警 町 役 場 大 会 議 室		
出 席 状 況	出席委員		
	委 員	1 番	毛 利 文 康
	委 員	2 番	堀 口 英 男
	委 員	3 番	畠 山 惠美子
	委 員	4 番	岩 倉 賢 一
	委 員	5 番	木 村 大 作
	委 員	6 番	佐 藤 慶 太
	委 員	7 番	松 本 敏 春
	委 員	8 番	清 水 俊 一
	欠席委員		
	・臨時議長	壮警町長	田 鍋 敏 也
	・事務局長		齋 藤 誠 士
	・課長補佐		谷田部 剛
	・主 事		山 田 和 樹
議 事 日 程	議案第1号 会長の互選について 議案第2号 会長職務代理者の互選について 議案第3号 専門委員の互選について 議案第4号 地区農業委員の改選について 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について 協議第1号 認定電気通信事業者が行う携帯電話無線基地局の新設に係る届出の報告について		
備 考	議長は、会議録署名委員に次の2名を指名した。 委 員 1 番 毛 利 文 康 委 員 2 番 堀 口 英 男		

議 事 録

令和5年第7回農業委員会総会を宣し、町長が挨拶。

日程第1、町長あいさつ

事務局長

日程第2、仮議席の指定について

仮議席の指定につきまして、会議規則第7条の規定により「くじ」により行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

この仮議席につきましては会長及び会長職務代理者が決定されるまでの間の議席とします。なお、議事運営上、8番を会長席、7番を会長職務代理者の席にしたいと思います。

これから会長、会長職務代理者が選出されますが、会長、会長職務代理者が8番、7番以外のかじを引き当てている場合は、8番を引かれた委員さんは会長が引き当てた番号と、7番を引かれた委員さんは会長職務代理者が引き当てた番号の議席ということで決定をさせていただきます。

それではただいまから「くじ」を行います。

くじを引く順番につきましては、委員の名前のアイウエオ順で引いていただきたいと思いますよろしいでしょうか。

—————「異議なし」という声あり—————

事務局長

それでは、アイウエオ順で名前を呼び上げますので、前の方に出てきて順番に引いてください。

—————「くじ」を引く—————

事務局長

それでは、引いた順番の席にお座りください。

ただいま、お座りになった席を仮議席とさせていただきます。

—————番号の議席に着席—————

事務局長

本日は、農業委員会委員の改選後初めての農業委員会総会です。

会長が選出されるまでの間、壮瞥町長が臨時に議長の職を行うことになっておりますので、この後は臨時議長の議事進行により進めさせていただきます。

臨時議長 田 鍋 敏 也

それでは臨時に議長の職務を行います。

本日の出席委員は8名、欠席委員は0名となっております。

ただいまから、令和5年第7回農業委員会総会を開会いたします。
ただちに会議を開きます。

臨時議長 田 鍋 敏 也

日程第3の内、議案第1号、会長の互選についてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

議案第1号、会長の互選について、農業委員会等に関する法律第5条第2項で、会長は、委員が互選した者をもって充てると規定されております。互選については、相互に選挙をするということから投票により行うのが原則ですが、指名推薦による方法も差し支えないことになっております。

つきましては、投票か指名推薦かを決めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。説明は以上です。

臨時議長 田 鍋 敏 也

ただいま、事務局長が説明いたしましたので、どのような方法で選出したらよろしいかお諮りいたします。

投票か指名推薦かどなたかご発言いただければと思います。

7番 堀 口 英 男 委員

7番堀口です。指名推選で良いかと思えます。

臨時議長 田 鍋 敏 也

ただいま7番堀口委員より、指名推選で良いとの発言がございましたが、その方法でよろしいでしょうか。

—————「異議なし」という声多数 —————

臨時議長 田 鍋 敏 也

ご異議なしと認め、会長の互選については、指名推薦で行う事と決しました。

暫時休憩します。

暫時休憩を閉じ休憩前に引き続き会議を開きます。会長の選出は指名推選の方法で行いますので、どなたかご発言願います。

4番 岩 倉 賢 一 委員

4番岩倉です。経験と実績を兼ね備えている清水俊一委員を推薦したいと思います。

臨時議長 田 鍋 敏 也

ただいま、4番岩倉委員から清水委員を会長として指名推薦をしたい旨の発言がありましたが、これにご異議ございませんか。

—————「異議なし」という声多数 —————

臨時議長 田 鍋 敏 也

ご異議なしと認め清水俊一委員が全員一致で会長に当選されました。会長に当選されました清水委員から何かご発言がありましたら、これを許します。

清 水 俊 一 委員（会長就任の挨拶）

臨時議長 田 鍋 敏 也

会長が決定いたしましたので、臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

清水会長、議長の席にお座りいただきしたいと思います。

暫時休憩いたします。 【町長 退席】

-----会長着席-----

議長 清水 俊 一

暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3の内、議案第2号、会長職務代理者の互選についてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

議案第2号、会長職務代理者の互選について、農業委員会等に関する法律第5条第5項で、会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理すると規定されております。互選については、相互に選挙をするということから投票により行うのが原則ですが、指名推薦による方法も差し支えないことになっております。

つきましては、投票か指名推薦かを決めていただきたいと思いますので、よろしく願います。説明は以上です。

議長 清水 俊 一

ただいま、事務局長が説明いたしましたとおりでございます。

どのような方法で選出したらよろしいかご発言いただければと思います。はい、7番堀口委員。

7番 堀 口 英 男 委員

7番堀口です。指名推選で良いかと思えます。

議長 清水 俊 一

ただいま、7番堀口委員より指名推選というご意見がございましたが、よろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

-----「異議なし」という声多数-----

議長 清水 俊 一

ご異議なしと認め会長の互選については指名推選で行う事に決定いたしました。

暫時休憩します。

暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

会長職務代理者の選出は指名推薦の方法で行いますので、どなたかご発言願います。6番佐藤委員。

6番 佐藤 慶太 委員

6番佐藤です。松本敏春委員を推薦したいと思います。

議長 清水 俊 一

ただいま、6番佐藤委員から松本委員を会長職務代理者として指名推薦したいという発言がありましたが、ご異議ございませんか。

—————「ありません」という声多数 —————

議長 清水 俊 一

ご異議なしと認め、松本委員が全員一致で会長職務代理者に当選されました。それでは、会長職務代理者に当選されました松本委員から何か発言がありましたら、これを許します。

松本 敏 春 委員（会長職務代理者就任の挨拶）

議長 清水 俊 一

暫時休憩します。

暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議席の決定について

日程第2により仮議席を指定しておりましたが、会長、会長職務代理者が決定いたしましたので、毛利委員は1番に、堀口委員は2番に移動をお願いします。

会長8番、会長職務代理者7番にそれぞれ決定いたしました。

事務局長から改めて全委員の議席について読み上げますので、確認願います。

事務局長

それでは議席について、読み上げをいたします。

1 番毛利文康委員、2 番堀口英男委員、3 番畠山恵美子委員、4 番岩倉賢一委員、5 番木村大作委員、6 番佐藤慶太委員、7 番松本敏春委員、8 番清水俊一委員となります。

議長 清 水 俊 一

日程第5、議事録署名委員の指定を行います。

本日の議事録署名委員は会議規則第13条の規定により議長において1番 毛利委員、2番堀口委員を指名いたします。

議長 清 水 俊 一

日程第6、会期の決定について

第7回農業委員会総会の会期は本日1日とすることに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

—————「ありません」という声多数 —————

議長 清 水 俊 一

ご異議なしと認め 本日1日とすることに決定いたします。

議長 清 水 俊 一

日程第7、事務報告について事務局長報告願います。

(事務局長 事務報告)

議長 清 水 俊 一

ただいま事務局長が報告いたしましたことについて、特に質問がなければ報告済みといたします。

議長 清 水 俊 一

日程第8の内、議案第3号、専門委員の互選についてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

議案第3号、専門委員の互選について、本会議規則第17条の規定により、次の専門委員を互選するものとします。

1. 農地調整委員4名、2. 農業振興委員4名

これにつきましては壮瞥町農業委員会規則第17条に本委員会の運営上軽易な事件又は調査事項を処理審査するため次の専門委員を置く。と規定されています。農地調整委員とは、町内の農地の円滑な利用調整を行うための委員で、農業振興委員とは、町内の農業の振興に必要な調査を行い、処理や審査を行うための委員です。

選考方法は、選考委員による指名推薦、会長、会長職務代理者への一任のいずれかとなります。

つきましては、選考委員による指名推薦、会長、会長職務代理者への一任の中から決めていただきたいと思いますので、よろしく願います。説明は以上です。

議長 清水 俊一

ただいま、事務局長が説明させました専門委員の互選についてどのような方法で互選するかお諮りいたします。6番佐藤委員。

6番 佐藤 慶太 委員

6番佐藤です。会長、会長職務代理者に一任で良いと思います。

議長 清水 俊一

ただいま、6番佐藤委員より会長、会長職務代理者に一任というご発言が出ましたが、それでよろしいでしょうか。他にご意見ありますか。

—————「ありません」という声多数 —————

議長 清水 俊一

なければ、会長、会長職務代理者の一任という事でご異議ございませんか。

—————「異議なし」という声多数 —————

議長 清 水 俊 一

ご異議なしと認め専門委員の互選については、会長、会長職務代理者の一任という事で決定いたします。

暫時休憩いたします。

暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

専門委員の互選について、会長、会長職務代理者に一任とのものでしたので、ただいまより別室にて選考いたしました結果を報告いたします。

農地調整委員長は、松本敏春委員、委員には木村大作委員、岩倉賢一委員、佐藤慶太委員

農業振興委員長には堀口英男委員、委員には毛利文康委員、畠山恵美子委員、清水俊一委員になりました。よろしく願いいたします。

議長 清 水 俊 一

この報告に対してご異議ございませんか。

—————「ありません」という声多数 —————

議長 清 水 俊 一

ご異議なしと認め決定いたします。

議長 清 水 俊 一

日程第8の内、議案第4号、地区農業委員の改選についてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

議案第4号、地区農業委員の改選についてをご説明いたします。

このことについて、別紙案により地区農業委員の改選をしたいと思っております。地区農業委員とは、この後決定する担当する地区内で現地の状況確認が必要になった場合に、地区担当委員で現地を確認し、

総会で確認内容の報告をしたり、担当地区内の農業者からの相談等に応じ、必要な場合は農業委員会に報告、相談する役割を担っています。

別紙地区農業委員の分担区域案については、前回と同様に1. 湖畔地区、2. 滝之町地区、3. 立香・久保内・南久保内地区、4. 上久保内・蟠溪・幸内・弁景地区の4地区とし、委員についてはそれぞれ3名となっております。

こちらにつきましては、現況証明等による現地確認の関係上3名としなければならないため、複数の地区を担当される委員がおりますので、よろしく申し上げます。説明は以上です。

議長 清水 俊 一

ただいま、事務局長が説明いたしました地区農業委員の改選について、暫時休憩して検討したいと思います。

暫時休憩します。

暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、暫時休憩中に協議いたしました地区農業委員の分担地区と氏名について、事務局長より報告いたします。

事務局長

それでは事務局の方から会長と職務代理者で決定した内容を報告致します。

それでは、1. 湖畔地区、堀口英男委員、佐藤慶太委員、毛利文康委員の3名でございます。2. 滝之町地区、岩倉賢一委員、畠山恵美子委員、木村大作委員の3名でございます。3. 立香・久保内・南久保内地区、清水俊一委員、松本敏春委員、岩倉賢一委員の3名でございます。4. 上久保内・蟠溪・幸内・弁景地区、堀口英男委員、清水俊一委員、松本敏春委員の3名でございます。

議長 清水 俊 一

ただいま、報告のありましたとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

————— 「ありません」という声多数 —————

議長 清水 俊一

ご異議なしと認め、地区農業委員の分担地区と氏名については、ただいま事務局長が報告したとおり決定します。

議長 清水 俊一

続きまして日程第8の内、議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

・議案第5号、農業経営基盤促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明。

○所有権移転関係

整理番号808

譲渡人 ●●町●●-●●

氏名 ●● ●●

譲受人 ●●町●●-●●

氏名 ●● ●●

土地の表示 壮瞥町字●●●●

地目 ● ●●●●m²

計 ●●●●m²

利用目的 ●

所有権移転の時期 公告の日

対価 ●●●●円

対価の支払方法 口座振込

対価の支払期限 令和5年10月31日

成立する法律の関係 売買

○利用権設定関係

整理番号809

設定者

氏名 ●● ●●

経営農用地面積 ●●●●m²

設定地 壮瞥町字●●●●

地目 ● ●●●●m²

字●●●●

● ●●●●m²

計 ●●●●m²

設定を受ける者 ●●町●●-●●

氏名 ●● ●●

経営農用地面積 ●●●m²
種類 賃貸借
内容 ●
始期～終期 公告の日から令和15年3月31日
借賃 ●●●●円
支払方法 年度末口座振込

なお、整理番号808号については、●●に移転された●●●●氏の農地（字●●●●、地目：●、面積●●●●m²）を●●●●氏が購入するもので、購入後は農地として有効利用を図る予定と聞いております。

以上の2つの計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしております。長くなりましたが、説明は以上です。

議長 清水 俊 一

それでは、整理番号808号から整理番号809号についてご意見、ご質問を伺います。

—————「ありません」という声多数 —————

議長 清水 俊 一

特に発言がなければ、整理番号808号から整理番号809号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。4番岩倉委員。

4番岩倉 賢一委員

4番岩倉です。ただいまの説明の●●さんと●●さんの売買だったんですけども、真ん中●になってましたよね。そこを全部含めて購入ということなのですか。

議長 清水 俊 一

事務局長説明願います。

事務局長

●については、もうすでに売買は終わっているということです。登記簿の方で確認をしましたら、売買の方は終わっているということです。それで●●さんが購入されております。

議長 清水 俊 一

よろしいですか。 はい。他にありませんか。

————— 「ありません」という声多数 —————

議長 清水 俊 一

特に発言がなければ、整理番号808号から整理番号809号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか

————— 「ありません」という声多数 —————

議長 清水 俊 一

ご異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議長 清水 俊 一

日程第9の内、報告第1号、認定電気通信事業者が行う携帯電話無線基地局の新設に係る届出の報告についてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

報告第1号、認定電気通信事業者が行う携帯電話無線基地局の新設に係る届出の報告について

●●●●が、●●●● (地目：●、面積●●●●㎡、所有者：●●●●氏) の農地に携帯電話無線基地局の新設工事のため、同地番の内の●●●●㎡について、農地利用に関する届出が農業委員会に提出されたので報告します。

同社は、認定電気通信事業者となっており、認定電気通信事業者が施設等を建設する際には、農地法に規定する農地転用の許可は要しないと規定されているので、届出が提出されたものです。

なお、事業計画書や図面等を添付してありますので、併せてご覧

ください。説明は以上です。

議長 清 水 俊 一

ただいま事務局長が報告をいたしましたこの事について特に質問がなければ報告済みといたします。

本日附議された案件は全部終了いたしました。